

**鳥取県告示第22号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
神経内科	肢体不自由	三島 香津子	鳥取市覚寺181 ウェルフェア北園渡辺病院